

どけん生命共済運営規定

第1章 総則

(前文)

1977年10月より全員加入の制度として、多くの仲間の死亡時の遺族への支えとして大きな役割を果たしてきた全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)の団体生命共済に代わり、2016年6月1日より、あらたに自主的な共済制度としてどけん生命共済を発足します。

仲間のつながりを活かした相互扶助の助け合いをすすめ、より強固な組織運営と組織強化をめざします。

第1条(目的)

どけん生命共済運営規定(以下「規定」という)は、どけん共済会(以下「この会」という)規約第26条(共済の運営規定)にもとづき、どけん生命共済の適正な運営を目的として定めるものである。

第2条(加入資格)

満64歳までの組合員で、加入申込日(告知日)時点で健康な方。

2 ただし、全労済の団体生命共済において重度障がい共済金の支給を受けていないこと。および、重度障がい共済金の支給事由相当の障がいがないこと。

第3条(脱退)

- (1) 組合を脱退したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 重度障がい共済金をうけたとき。

第4条(共済金の種類)

- (1) 死亡共済金
- (2) 重度障がい共済金

第5条(受給資格の発生)

共済金の受給資格の発生は、組合員の資格を得た日の6か月後の1日とする。

2 組合在籍期間中に発生した共済事由に限り、共済金を支給するものとする。

第2章 共済掛金

第6条(掛金)

共済掛金は、月額520円とする。

第7条(掛金の払込)

組合員は毎月定められた日に、翌月分の組合費とともに翌月分の共済掛金を支部に納めなければならない。

2 支部は、当月在籍している組合員の共済掛金を一括して本部に納めなければならない。

第8条(組合費を滞納した場合の措置)

組合員が組合費(共済掛金を含む)を滞納した場合、滞納期間中に発生した事由については、滞納していた掛金を払込むまで請求の権利を行使することができない。

2 共済金の支給時に組合費(共済掛金を含む)を滞納している場合は、滞納していた組合費(共済掛金を含む)を払込むまで、共済金を支給しない。

第3章 支給対象と金額

第9条(支給対象と金額)

組合員本人が死亡した場合に800,000円支給する。(死亡共済金)

2 組合員本人が重度障がいの状態になった場合に800,000円支給する。(重度障がい共済金)

3 重度障がい共済金の支給対象は、別表に定める「身体障がい等級」の第1級、第2級、第3級の障がい状態とする。

4 支給は、死亡共済金もしくは重度障がい共済金のどちらか1つとする。

第10条(免責)

下記の場合には支給しない。

1 組合員本人の犯罪行為、または故意による傷害行為が直接の原因の場合。ただし自殺は除く。

2 共済金受取人が故意に組合員を死亡、または重度障がいとさせたとき。

3 加入時の誓約書に虚偽記載が判明した場合。

4 戦争その他の変乱の場合。

5 どけん共済会理事会において、地震、噴火、津波、水害、原発事故を含む重大な事故、伝染病などの理由で組合員が死亡し、その死亡者数が「どけん生命共済」の運営に重大な影響を及ぼすと認めるときは、全部または一部。

第4章 共済金の請求人および請求手続き

第11条(請求手続き)

共済金を請求する者は、共済金支給申請書に必要な事項を記入し、必要な書類を添付して(必要な書類については、運営細則第7条および第8条に定める)、第12条に定める期限までに、支部を通じて本部認定委員会に提出しなければならない。

2 共済金の請求人は別途運営細則第4条および第6条2項に定める。

3 請求人は他の相続人及び関係者を代表し、事がある際には代表者として問題の解決にあたる。

4 共済金支給申請書の書式は、本部認定委員会が定める。

第12条(請求期限)

組合員の資格を失った月の1日から6か月以内に支部に申請書を提出しなければ請求権を失うものとする。

2 申請事由が重度障がい、組合を脱退していない場合は、事由確定日の翌日から1年間で請求権を失うものとする。

3 組合を除名された者は、その日から請求権を失うものとする。

第5章 審査機関

第13条(本部認定委員会)

本部認定委員会は、どけん共済会規約第13条にもとづいて運営する。

第14条(本部審査委員会)

本部審査委員会は、どけん共済会規約第12条にもとづいて運営する。

第6章 確認・審査および認定

第15条(厳正・公平の二原則)

共済金の支給請求の審査および認定にあたっては、本規定の趣旨を正しく理解し、厳正かつ

公平に行なわなければならない。

第16条(本部認定委員会)

本部認定委員会は、請求人の申請内容について、本規定にもとづき審査しなければならない。

2 認定委員がまず請求内容を確認し、認定にかかわる事務処理を行ない、認定委員長が決裁するものとする。

3 本部認定委員会は、認定に際し疑義がある場合は、本部審査委員会にはからなければならない。

第17条(本部審査委員会)

本部審査委員会は、本部認定委員会から付託された事案および第19条にもとづく異議申立てを受けた事案について、本規定にもとづき審査しなければならない。

第18条(請求人の義務)

請求人は、本部認定委員会・本部審査委員会が必要と認めた調査に協力しなければならない。請求人はこの義務を怠った場合は、共済金請求の権利を放棄したものとみなす。

第7章 異議申立てと審査請求

第19条(異議申立て)

請求人は、本部認定委員会の認定結果に不服がある場合、認定結果を知った日から60日以内に、書面をもって本部審査委員会に対して異議申立てをすることができる。

2 審査委員会は、異議申立てを受けた日から60日以内に審査を行ない、その結果を請求人に通知しなければならない。

3 請求人以外からの異議申立ては受け付けない。

第20条(審査請求)

請求人は、本部審査委員会の審査結果に不服がある場合、審査結果を知った日から60日以内に、書面をもって中央執行委員会に対して審査請求することができる。

2 中央執行委員会は、審査請求を受けた日から60日以内に協議して最終決定をし、その結果を請求人に通知しなければならない。

第8章 雑則

第21条(共済金の支給)

この会は、認定結果が支給となった事由について、すみやかに共済金を支給しなければならない。共済金は請求人が指定した口座、もしくは支部に送金する。

第22条(共済金の返還)

請求内容に関し、提出書類の記載内容等が事実と反したとき、詐欺その他不正行為によって共済金の支給を受けた者は、直ちに共済金を返還しなければならない。

2 支給後、認定が覆る事実が判明した場合は、共済金受取人は直ちに共済金を返還しなければならない。

第23条(基金の積み立て)

組合総合共済会計と区分して計上する。

2 剰余金は基金として積み立てる。

第24条(規定の解釈・改廃)

規定の解釈上、疑義が生じた場合は、本部審査委員会が判断するものとする。

2 この規定の改廃は、総代会で決定する。

第25条(細則の制定)

どけん生命共済制度の運営に必要な事項は、本規定に定めるほか、どけん生命共済運営細則に定めることができる。

第26条(規定の発効)

2016年2月26日 総代会決定 2016年6月1日 発効

2016年5月13日 一部改定総代会決定 2016年6月1日 発効

【別表 重度障がい共済金 支給対象】

労働者災害補償保険法による第1級・第2級・第3級を対象とする。

障がい等級	身体障がいの状況
第1級	1. 両眼が失明したもの
	2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの
	3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
	4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
	5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	6. 両上肢の用を全廃したもの
	7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	8. 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2. 両眼の視力が0.02以下になったもの
	2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
	2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
	3. 両上肢を手関節以上で失ったもの
	4. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
	2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの
	3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
	4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
	5. 両手の手指の全部を失ったもの